



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和5年3月24日金曜日 第393号外 1

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例..... (人事課) 1
 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例..... (") 2
 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (") 2
 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (財政課) 3
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (行革分権課)16
 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課)19
 愛媛県犯罪被害者等支援条例..... (県民生活課)20
 愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例..... (医療対策課)22
 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例..... (薬務衛生課)23
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... (子育て支援課)24
 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例..... (")27
 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例及び愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例..... (障がい福祉課)27
 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... (畜産課)28
 特定都市河川浸水被害対策法施行条例..... (河川課)29
 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... (義務教育課)30
 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例..... (警察本部交通企画課)30
 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... (公営企業管理局総務課)31

条 例

○愛媛県条例第1号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（部の設置）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 県民環境部</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>5 保健福祉部</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>男女共同参画に関する事項</u></p> <p>6～8 省略</p>	<p>（部の設置）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 県民環境部</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>男女共同参画に関する事項</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>5 保健福祉部</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>6～8 省略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 赴任 採用された職員（ _____ _____ _____ 知事が定める職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は _____ 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 赴任 採用された職員（<u>国若しくは他の都道府県の職員であつた者で引き続き採用されたもの、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「負担法適用職員」という。）であつた者で引き続き採用されたもの又は知事が定める者に限る。</u>）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、<u>若しくは</u>転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>4</u> 負担法適用職員で引き続き<u>県立学校の教育職員に採用されたもの及び国又は他の都道府県の職員であつた者で引き続き採用されたもの以外の者が愛媛県人事委員会の指定するべき地所在の公署に採用された場合には、当分の間、第2条第1項第4号の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p><u>2</u> この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p><u>2</u> この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～104 省略			1～104 省略		
104の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験の問題作成事務手数料	<u>1,400円</u>	104の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験の問題作成事務手数料	<u>1,800円</u>
104の3～113 省略			104の3～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3・4 省略			3・4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～23 省略			1～23 省略		
23の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の床面積の特例認定申請手数料	<u>31,000円</u>			
24～27 省略			24～27 省略		

<p>28 建築基準 法第55条第 3項又は第 4項各号の 規定に基づ く建築物の 高さの許可 の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>		<p>28 建築基準 法第55条第 3項各号 _____の 規定に基づ く建築物の 高さの許可 の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>	
<p>29～30の4 省略</p>			<p>29～30の4 省略</p>		
<p>30の5 建築 基準法第58 条第2項の 規定に基づ く建築物の 高さに関す る特例の許 可の申請に 対する審査</p>	<p>高度 地区 にお ける 建築 物の 高さ の特 例許 可申 請手 数料</p>	<p>182,000円</p>			
<p>31～43の3 省略</p>			<p>31～43の3 省略</p>		
<p>44 建築基準 法第86条の 2第1項の 規定に基づ く一敷地内 認定建築物 以外の建築 物の新築又 は一敷地内 認定建築物 の増築等の 認定の申請 に対する審 査</p>	<p>一敷 地内 認定 建築 物以 外の 建築 物の 新築 又は 一敷 地内 認定 建築 物の 増築 等認 定申 請手 数料</p>	<p>(1) 建築物(増築等をしない一敷地内 認定建築物及び増築(別棟の増築に 限る。)する一敷地内認定建築物を 除く。以下この項において同じ。)の 数が1である場合 89,000円 (2) 省略</p>	<p>44 建築基準 法第86条の 2第1項の 規定に基づ く一敷地内 認定建築物 以外の建築 物の建築 _____の 認定の申請 に対する審 査</p>	<p>一敷 地内 認定 建築 物以 外の 建築 物の 建築 認定 申請 手数 料</p>	<p>(1) 建築物(_____の _____一敷地内認定建築物を 除く。以下この項において同じ。)の 数が1である場合 89,000円 (2) 省略</p>
<p>44の2 建築 基準法第86 条の2第2 項の規定に 基づく新築 する一敷地 内認定建築 物以</p>	<p>新築 する 一敷 地内 認定 建築 物以</p>	<p>(1) 建築物(増築等をしない一敷地内 認定建築物及び増築(別棟の増築に 限る。)する一敷地内認定建築物を 除く。以下この項において同じ。)の 数が1である場合 271,000円 (2) 省略</p>	<p>44の2 建築 基準法第86 条の2第2 項の規定に 基づく_____ 一敷地 内認定建築</p>	<p>一敷 地内 認定 建築 物以 外の 建築</p>	<p>(1) 建築物(_____の _____一敷地内認定建築物を 除く。以下この項において同じ。)の 数が1である場合 271,000円 (2) 省略</p>

<p>物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>外の建築物又は増築等は増築等をする一敷地内認定建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</p>		<p>物以外の建築物 _____ の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</p>	
<p>44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料</p>	<p>(1) 建築物（増築等をしていない一敷地内許可建築物及び増築（別棟の増築に限る。）する一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 271,000円 (2) 省略</p>	<p>44の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築 _____ の許可の申請に対する審査</p>	<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</p>	<p>(1) 建築物（ _____ 一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 271,000円 (2) 省略</p>
<p>45～76 省略</p>	<p></p>	<p></p>	<p>45～76 省略</p>	<p></p>	<p></p>
<p>77 削除</p>	<p></p>	<p></p>	<p>77 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する</p>	<p>宅地造成に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 12,000円 (2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 22,000円 (3) 切土又は盛土をする土地の面積が</p>

			<p>工事の許可 の申請に対 する審査</p>	<p>1,000平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(4) 切土又は盛土をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの 49,000円</p> <p>(5) 切土又は盛土をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え10,000平方 メートル以内のもの 70,000円</p> <p>(6) 切土又は盛土をする土地の面積が 10,000平方メートルを超え20,000平 方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(7) 切土又は盛土をする土地の面積が 20,000平方メートルを超え40,000平 方メートル以内のもの 170,000円</p> <p>(8) 切土又は盛土をする土地の面積が 40,000平方メートルを超え70,000平 方メートル以内のもの 260,000円</p> <p>(9) 切土又は盛土をする土地の面積が 70,000平方メートルを超え100,000平 方メートル以内のもの 350,000円</p> <p>(10) 切土又は盛土をする土地の面積が 100,000平方メートルを超えるもの 440,000円</p>
			<p>77の2 宅地 造成等規制 法第12条第 1項の規定 に基づく宅 地造成に関 する工事の 計画の変更 の許可の申 請に対する 審査</p>	<p>宅地 造成 に関 する 工事 の計 画の 変更 許可 申請 手 料</p> <p>変更の許可の申請1件につき、次に掲 げる宅地造成に関する工事の計画の変 更の区分に応じ、それぞれ次に定める 金額を合算した金額（その金額が440, 000円を超えるときは、その手数料の金 額は、440,000円とする。）</p> <p>(1) 切土又は盛土をする土地に関する 設計の変更（(2)のみに該当する場合 を除く。）切土又は盛土をする土 地の面積（(2)に規定する変更を伴う 場合にあつては変更前の切土又は盛 土をする土地の面積、切土又は盛土 をする土地の面積の縮小を伴う場合 にあつては縮小後の切土又は盛土を する土地の面積）に応じ77の項に規 定する金額に10分の1を乗じて得た 金額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地への新た な土地の編入に係る計画の変更 新 たに編入される切土又は盛土をする 土地の面積に応じ77の項に規定する 金額</p>
<p>78～101の9 省略</p>			<p>78～101の9 省略</p>	
<p>101の10 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 （平成24年</p>	<p>低炭 素建 築物 新築 等計</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基 準法第6条第1項に規定する建築基 準関係規定に適合するかどうかの審</p>	<p>101の10 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 （平成24年</p>	<p>低炭 素建 築物 新築 等計</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基 準法第6条第1項に規定する建築基 準関係規定に適合するかどうかの審</p>

<p>法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>画認定申請手数料</p>	<p>査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 住棟全体 _____</p> <p>_____ 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額</p> <p>(a)~(f) 省略</p> <p>(ウ)・(エ) 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 41,700円</p> <p>b 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 _____</p> <p>21,500円</p>	<p>法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>画認定申請手数料</p>	<p>査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額</p> <p>(a)~(f) 省略</p> <p>(ウ)・(エ) 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅 41,700円</p>
---	-----------------	---	---	-----------------	---

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 _____ 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 1戸 41,700円

ii 2戸以上5戸以下 83,900円

iii 6戸以上10戸以下 118,000円

iv 11戸以上25戸以下 164,000円

v 26戸以上50戸以下 238,400円

vi 51戸以上100戸以下 342,100円

vii 101戸以上200戸以下 464,300円

viii 201戸以上300戸以下 609,800円

ix 301戸以上 717,300円

(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 1戸 21,500円

ii 2戸以上5戸以下 40,200円

iii 6戸以上10戸以下 58,100円

iv 11戸以上25戸以下 83,400円

v 26戸以上50戸以下 125,900円

vi 51戸以上100戸以下 190,700円

vii 101戸以上200戸以下 272,500円

viii 201戸以上300戸以下 353,300円

ix 301戸以上 403,300円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 41,700円

(b) 2戸以上5戸以下 83,900円

(c) 6戸以上10戸以下 118,000円

- (d) 11戸以上25戸以下 166,000円
- (e) 26戸以上50戸以下 238,400円
- (f) 51戸以上100戸以下 342,100円
- (g) 101戸以上200戸以下 464,300円
- (h) 201戸以上300戸以下 609,800円
- (i) 301戸以上 717,300円

b 住棟全体 _____

_____ 住棟の総戸数について、a (a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ a (a)又は(b)に定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a)～(f) 省略

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a (a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)又は(b)に定める金額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ) a (a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)又は(b)に定める金額と同一の額

(b) 省略

(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 省略

ii 同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準 _____

_____に
よる審査 床面積の合計

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 _____

_____に掲げる戸数の区分に応じそれぞれ a _____に定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a)～(f) 省略

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a _____に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a _____に定める金額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ) a _____に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a _____に定める金額と同一の額

(b) 省略

(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 省略

ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2 ただし書及び2の2-1 ただし書に定める方法による審査 床面積の合計

		<p>について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(vi) 省略</p> <p>(工) 省略</p> <p>(2) 省略</p>			<p>について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(vi) 省略</p> <p>(工) 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の11 省略				101の11 省略	
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令_____第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項において「一次エネルギー消費量」という。)の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>		101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>
101の13・101の14 省略				101の13・101の14 省略	
101の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 同法第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、</p>		101の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>

それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 省略

(b) 住棟全体 _____
_____ 住棟の総戸数について、(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(a)に定める金額

c・d 省略

(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 1戸建ての住宅 _____
_____ 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 200平方メートル未満
41,700円

ii 200平方メートル以上
46,600円

(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 200平方メートル未満
21,500円

ii 200平方メートル以上
23,100円

b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 _____
_____ 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ

それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 省略

(b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(a)に定める金額

c・d 省略

(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積 _____ の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 200平方メートル未満 4
1,700円

(b) 200平方メートル以上 4
6,600円

b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる住戸数の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

- i 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。） 41,700円
 - (ii) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。） 46,600円
 - (iii) 2戸以上4戸以下 8,900円
 - (iv) 5戸以上15戸以下 13,800円
 - (v) 16戸以上45戸以下 23,200円
 - (vi) 46戸以上 341,700円
 - ii 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。） 21,500円
 - (ii) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。） 23,100円
 - (iii) 2戸以上4戸以下 40,200円
 - (iv) 5戸以上15戸以下 69,400円
 - (v) 16戸以上45戸以下 125,700円
 - (vi) 46戸以上 190,400円
- (b) 住棟全体 _____
 _____ 住棟の総戸数について、(a) i 又は ii に掲げる

次に定める金額

- i 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。） 41,700円
 - ii 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。） 46,600円
 - iii 2戸以上4戸以下 83,900円
 - iv 5戸以上15戸以下 139,800円
 - v 16戸以上45戸以下 238,200円
 - vi 46戸以上 341,700円
- (b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、(a) _____ に掲げる

		<p>戸数の区分に応じ、それぞれ^(a) i 又は ii に定める金額</p> <p>c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 同条第1号イ(1) _____ 及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i ~ vi 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、^{b(a)} i 又は ii に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} i 又は ii に定める金額</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数について、^{b(a)} i 又は ii に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} i 又は ii に定める金額と同一の額</p> <p>ii 省略</p> <p>(d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、^{b(a)} i 又は ii に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} i 又は ii に定める金額と同一の額</p> <p>ii 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>			<p>戸数の区分に応じ、それぞれ^(a) _____ に定める金額</p> <p>c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i ~ vi 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、^{b(a)} _____ に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} _____ に定める金額</p> <p>(b) 省略</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数について、^{b(a)} _____ に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} _____ に定める金額と同一の額</p> <p>ii 省略</p> <p>(d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、^{b(a)} _____ に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ ^{b(a)} _____ に定める金額と同一の額</p> <p>ii 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の16 省略				101の16 省略	
101の17 建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		101の17 建築物のエネルギー消費	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(1) 省略			(1) 省略

性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

ギー
消費性能
認定申請
手数料

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

(イ) 同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d 省略

ウ・エ 省略

101の18・102
省略

備考 省略

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書の写しの交付	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略

性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

ギー
消費性能
認定申請
手数料

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

(イ) 同号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 省略

(イ) 同号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d 省略

ウ・エ 省略

101の18・102
省略

備考 省略

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書の写しの交付	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) <u>少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。2の項において同じ。)に複写したものの交付</u> <u>フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚(少額領収</u>

	<p>(2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき40円に少額領収書等の写し1枚（少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合）にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>		<p>書等の写しが用紙の両面に複写されている場合）にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録 _____ _____ _____を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に少額領収書等の写し1枚 _____ _____ ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>2 政治資金 規正法第20 条の2第2 項の規定に 基づく収支 報告書等の 写しの交付 手数料</p>	<p>収支報告書等の写しの交付手数料</p> <p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき40円に収支報告書等1枚（収支報告書等が用紙の両面に記載されている場合）にあっては、片面を1枚と</p>	<p>2 政治資金 規正法第20 条の2第2 項の規定に 基づく収支 報告書等の 写しの交付 手数料</p>	<p>収支報告書等の写しの交付手数料</p> <p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告書等1枚（収支報告書等が用紙の両面に記載されている場合）にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に収支報告書等1枚 _____ _____</p>

	<p>する。以下この項において同じ。) ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</p>		<p>ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</p>
3~66 省略			3~66 省略
備考 省略			備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表5の表101の10の項、101の12の項、101の15の項及び101の17の項の改正規定 公布の日

(2) 別表5の表77の項の改正規定及び同表77の2の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の許可申請手数料の徴収については、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請手数料の徴収については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第5号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)													
<table border="1"> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> <tr> <td>1~26の4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第18条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第18条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検 </td> <td>各町</td> </tr> </table>	事 務	市 町	1~26の4 省略		26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第18条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第18条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検	各町		<table border="1"> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> <tr> <td>1~26の4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第16条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第16条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検 </td> <td>各町</td> </tr> </table>	事 務	市 町	1~26の4 省略		26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第16条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第16条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検	各町	
事 務	市 町														
1~26の4 省略															
26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第18条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第18条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検	各町														
事 務	市 町														
1~26の4 省略															
26の5 ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第16条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務 (2) 政令第16条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検	各町														

<p>査に関する事務</p> <p>(3) 政令第18条第1項の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第18条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>		<p>査に関する事務</p> <p>(3) 政令第16条第1項の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第16条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	
<p>27～40 省略</p>		<p>27～40 省略</p>	
<p>40の2 薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）第3条の規定により知事を經由する法第2条の規定に基づく薬剤師の免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(3) 政令第5条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく薬剤師名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第6条第1項の規定により知事を經由する同項の規定に基づく薬剤師名簿の登録の消除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第8条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(6) 政令第9条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(7) 政令第9条第5項及び第10条の規定により知事を經由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40の2 薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）第1条の規定により知事を經由する法第2条の規定に基づく薬剤師の免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(3) 政令第3条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく薬剤師名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第4条第1項の規定により知事を經由する同項の規定に基づく薬剤師名簿の登録の消除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第5条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(6) 政令第6条第2項の規定により知事を經由する同条第1項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務</p> <p>(7) 政令第6条第5項及び第7条の規定により知事を經由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p>	<p>保健所を設置する市</p>
		<p>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定に関する事務</p> <p>(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示及び通知に関する事務</p> <p>(2) 法第4条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地の立入りに関する事務</p> <p>(3) 法第5条第1項（法第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>

		<p>の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(3)の2 法第5条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく障害物を伐除した旨の通知に関する事務</p> <p>(4) 法第7条(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の立入り等に伴う損失の補償に関する事務</p> <p>(5) 法第20条第1項の規定に基づく造成宅地防災区域の指定に関する事務</p> <p>(6) 法第20条第2項の規定に基づく造成宅地防災区域の指定の解除に関する事務</p> <p>(7) 法第21条第2項の規定に基づく造成宅地の擁壁等の設置等の勧告に関する事務</p> <p>(8) 法第22条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(9) 法第22条第3項において準用する法第14条第5項の規定に基づく監督処分に関する事務</p>	
<p>41及び42 削除</p>		<p>41 宅地造成等規制法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可に関する事務</p> <p>(1)の2 法第10条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務</p> <p>(2) 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国又は県が行う工事の協議に関する事務</p> <p>(2)の2 法第12条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可に関する事務</p> <p>(2)の3 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第13条の規定に基づく工事の完了の検査に関する事務</p> <p>(4) 法第14条(法第17条第3項において法第14条第5項の規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく監督処分に関する事務</p> <p>(5) 法第15条の規定に基づく工事等の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第16条第2項の規定に基づく宅地の擁壁等の設置等の勧告に関する事務</p> <p>(7) 法第17条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(8) 法第18条第1項の規定に基づく立入検査に関する事務</p> <p>(9) 法第19条の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(10) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定に基づく証明に関する事務</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>各市(中核市を除く。)</p>

		<p>42 宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国又は県が行う工事の協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の2 法第12条第1項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の3 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第13条第1項の規定に基づく工事の完了の検査の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第15条の規定に基づく工事等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第19条の規定に基づく報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	各町
43～62 省略		43～62 省略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。ただし、別表26の5の項及び40の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第20条第1項の造成宅地防災区域の指定の解除又は同項の造成宅地防災区域の区域内における災害の防止のための措置に係る改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）別表40の3の項第1号の2に掲げる事務（同条第3項において準用する旧法第3条第3項の規定に基づき行うものに限る。）、第2号に掲げる事務（旧法第20条第3項において準用する旧法第4条第1項の規定に基づき行うものに限る。）、第3号に掲げる事務（旧法第20条第3項において準用する旧法第5条第1項の規定に基づき行うものに限る。）、第3号の2に掲げる事務（旧法第20条第3項において準用する旧法第5条第3項の規定に基づき行うものに限る。）、第4号に掲げる事務（旧法第20条第3項において準用する旧法第7条の規定に基づき行うものに限る。）及び第6号から第9号までに掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第3条第1項の宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に係る旧条例別表41の項及び42の項に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第6号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第17条 昭和50年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第17条 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県犯罪被害者等支援条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条 第9条）

第2章 推進体制の整備等（第10条 第13条）

第3章 基本的施策（第14条 第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害をいう。
- 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該犯罪等を知る者等による誹謗中傷その他の言動、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、再被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に講じられるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されることを旨として、推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく講じられることを旨として、推進されなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者が相互に連携を図りながら、協力して講じられることを旨として、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及

び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労に関し、必要な支援を行うよう努めるとともに、犯罪等による被害及び二次被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるよう努めるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 市町は、国、県及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及び経験を生かした犯罪被害者等の支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 県、事業者、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に係る機関等は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適正に管理しなければならない。

第2章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等の支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第11条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。

6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、定期的に公表するものとする。

(愛媛県犯罪被害者等支援推進会議)

第12条 前条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるため、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、民間支援団体及び関係機関の職員等のうちから知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(財政上の措置)

第13条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第14条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹

介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第15条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその受けた被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅（愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第2条第3号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第21条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第22条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、児童、生徒等に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援にかかわる人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第25条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に従事する者の心理的負担を軽減するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例8号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第 6 条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職</p>	<p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第 6 条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職</p>

員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア～オ 省略

カ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第24条第2項第1号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)

キ～コ 省略

(2)・(3) 省略

員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア～オ 省略

カ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師として業務に従事する場合に限る。)

キ～コ 省略

(2)・(3) 省略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第9号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(清純な施設環境を保持しなければならない施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 省略 (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (3) 省略 2 省略	(清純な施設環境を保持しなければならない施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 省略 (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設 (3) 省略 2 省略

(愛媛県立博物館設置条例の一部改正)

第2条 愛媛県立博物館設置条例(昭和45年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、県立博物館を別表第1のとおり設置する。	(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき _____、県立博物館を別表第1のとおり設置する。

(愛媛県博物館協議会設置条例の一部改正)

第3条 愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館に、それぞれ同表の右欄に掲げる博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館に、それぞれ同表の右欄に掲げる博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>省略</p>

(愛媛県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第15条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(6) 省略</p> <p>2~4 省略</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第15条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(6) 省略</p> <p>2~4 省略</p>

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)附則第2条第4項の規定により同法による改正後の博物館法(昭和26年法律第285号)第11条の登録を受けたものとみなされる博物館は第1条の規定による改正後の旅館業法施行条例第2条第1項第2号及び第4条の規定による改正後の愛媛県暴力団排除条例第15条第1項第5号に掲げる博物館に、博物館法の一部を改正する法律附則第2条第6項の規定により同法による改正後の博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなされる施設は第1条の規定による改正後の旅館業法施行条例第2条第1項第2号及び第4条の規定による改正後の愛媛県暴力団排除条例第15条第1項第5号に掲げる指定施設に、それぞれ該当するものとする。

○愛媛県条例第10号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語_____は、法で使用する用語の例による_____。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令</p>

第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(7) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次 掲げるもの

とする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)(基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)に定める基準に適合することとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び基準告示に定める基準に適合することとする。

附 則

— この条例は、公布の日から施行する。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次_____に掲げるもの_____とする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表1(1)本文の規定により必要となる教育及び保育に従事する職員の数が1人となる場合には、当分の間、同表1(1)並びに2(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、同表1(1)の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。)又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

3 別表2(1)及び(4)本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。)をもって代えることができる。

4 別表2(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表2(1)、(2)及び(4)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に

掲げる者の総数は、別表1(1)の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表2(1)及び(4)本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	別表2(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	別表2(1)、(2)及び(4)の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

別表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年愛媛県条例第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)(同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第4条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年愛媛県条例第13号)第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者(以下「入所者等」という。)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第4条第2項	入所者等	園児

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例及び愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例及び愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正)

第1条 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の額) 第14条 省略 2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する特定費用の額及び同条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。 3・4 省略	(利用料金の額) 第14条 省略 2 前項に定めるもののほか、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する特定費用の額及び同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額とする。 3・4 省略

(愛媛県子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 愛媛県子ども・子育て会議条例(平成25年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。	(設置) 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和4年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 省略 (出入口と道路との関係) 第4条 都市計画区域内における畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超える畜舎等は、出入口のある壁面を道路境界線から1メートル以上後退しなければならない。ただし、当該出入口の接する道路境界線から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の部分においては、この限りでない。 第5条 省略 第6条 省略	第3条 省略 第4条 省略 第5条 省略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量(容量のないものにあつては、規模)及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第5条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(市が処理する事務)

第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、大洲市が処理することとする。

- (1) 法第30条の規定に基づく雨水浸透阻害行為の許可に関する事務
- (2) 法第35条(法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為についての協議に関する事務
- (3) 法第36条第2項(法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく雨水浸透阻害行為の許可又は不許可の通知に関する事務
- (4) 法第37条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為の変更の許可に関する事務
- (5) 法第37条第3項の規定に基づく雨水浸透阻害行為の軽微な変更の届出の受理に関する事務
- (6) 法第38条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事の完了又は廃止の届出の受理に関する事務
- (7) 法第38条第2項の規定に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査に関する事務
- (8) 法第38条第3項の規定に基づく雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する事務
- (9) 法第38条第5項(法第45条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾に関する事務
- (10) 法第38条第6項から第8項まで(これらの規定を法第45条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく雨水貯

留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償に関する事務

- (11) 法第39条第1項の規定に基づく雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に関する事務
- (12) 法第41条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為又は雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為についての停止命令及び措置命令に関する事務
- (13) 法第41条第2項の規定に基づく浸水被害の防止を図るための措置の実施及び公告に関する事務
- (14) 法第41条第3項の規定に基づく停止命令又は措置命令をした旨の公示に関する事務
- (15) 法第42条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為に係る土地への立入検査に関する事務
- (16) 法第43条の規定に基づく許可を受けた雨水浸透阻害行為等についての報告の徴収等に関する事務
- (17) 法第44条第1項の規定に基づく保全調整池の指定に関する事務
- (18) 法第44条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保全調整池の指定の公示及び通知に関する事務
- (19) 法第45条第1項の規定に基づく保全調整池の標識の設置に関する事務
- (20) 法第46条第1項の規定に基づく保全調整池の機能を阻害する行為の届出の受理に関する事務
- (21) 法第46条第2項の規定に基づく保全調整池の機能を阻害する行為の届出の内容の通知に関する事務
- (22) 法第46条第4項の規定に基づく保全調整池の機能を阻害する行為の届出をした者に対する助言及び勧告に関する事務
- (23) 法第55条第1項の規定に基づく貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の受理に関する事務
- (24) 法第55条第3項の規定に基づく貯留機能保全区域内の土地における行為の届出をした者に対する助言及び勧告に関する事務
- (25) 法第77条第1項の規定に基づく測量又は調査のための土地の立入り及び一時使用に関する事務
- (26) 法第77条第2項の規定に基づく測量又は調査のために土地に立ち入る旨の通知に関する事務
- (27) 法第77条第6項の規定に基づく土地の一時使用についての意見の聴取に関する事務
- (28) 法第77条第8項から第10項までの規定に基づく測量又は調査のための土地の立入り又は一時使用に伴う損失の補償に関する事務

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数）	（定数）
第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,825人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,803人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>7,989人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,021人</u>
計 <u>11,814人</u>	計 <u>11,824人</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（手数料の <u>納付時期</u> ）	（手数料の <u>納付時期等</u> ）
第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次	第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次

の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 前3号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申出又は申込みの際

の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 別表26の項に掲げる手数料 パーキング・チケットの発給を受けようとする際
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 前各号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申出又は申込みの際

2 前項第2号に掲げる手数料については、パーキング・チケット発給設備に表示されている方法により納付しなければならない。
 この場合において、当該納付に係る領収書は、発行しない。

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1～25 省略		
26 削除		
26の2～26の8 省略		
26の9 <u>道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査</u>	特定自動運行許可手数料	79,200円
26の10 <u>道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査</u>	特定自動運行計画変更許可手数料	78,500円
27～64 省略		

備考 省略

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1～25 省略		
26 <u>道路交通法第49条第1項のパーキング・チケット発給設備による同項のパーキング・チケットの発給</u>	パーキング・チケット発給手数料	1回につき200円
26の2～26の8 省略		
27～64 省略		

備考 省略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（経営の基本）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県肱川発電所</td> <td>大洲市</td> <td><u>9,706キロワット</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県肱川発電所	大洲市	<u>9,706キロワット</u>	<p>（経営の基本）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>最大出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県肱川発電所</td> <td>大洲市</td> <td><u>10,400キロワット</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	最大出力	省略			愛媛県肱川発電所	大洲市	<u>10,400キロワット</u>
名 称	位 置	最大出力																	
省略																			
愛媛県肱川発電所	大洲市	<u>9,706キロワット</u>																	
名 称	位 置	最大出力																	
省略																			
愛媛県肱川発電所	大洲市	<u>10,400キロワット</u>																	

省略

(2)～(4) 省略

(料金)

第6条 法第21条の規定に基づき、次_____に掲げる料金を徴収する。

(1) 省略

(2) 病院の料金 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償額の支払（同法第72条第1項第1号及び第2号の規定による損害を填補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあつては、この算定した額に2を乗じて得た額）及び健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額の合算額（この算定方法により難しい場合は、管理者が定めた額）

2 省略

省略

(2)～(4) 省略

(料金)

第6条 法第21条の規定に基づき、次の各号に掲げる料金を徴収する。

(1) 省略

(2) 病院の料金 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償額の支払（同法第72条第1項_____の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあつては、この算定した額に2を乗じて得た額）及び健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額の合算額（この算定方法により難しい場合は、管理者が定めた額）

2 省略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の表愛媛県肱川発電所の項の改正規定は、令和6年3月31日までの間において管理規程で定める日から施行する。